

Gマーク長期認定事業所に対する国土交通省表彰について

安全性優良事業所の認定を長期間継続しているインセンティブとして、国土交通省では表彰（運輸局長・支局長）を実施しております。表彰基準に該当する事業所で、令和7年度に表彰を希望される場合は、協会事務局までお問い合わせください。

表彰の申請にあたっては、表彰基準を満たした上で書類をご準備いただく必要があります。詳しくは、[こちらのページ](#)をご覧ください。

安全性優良事業所表彰 表彰基準の概要

運輸局長表彰		支局長表彰	
1	安全性優良事業所の認定を継続して10年以上受けている事業所であり、有効期限内であること、かつ直近の認定に係る総合評価点数が90点以上又は安全性に対する取組の積極性に係る評価点が15点以上であること、 <u>支局長表彰を受賞していること</u>	1	安全性優良事業所の認定を継続して10年以上受けている事業所であり、有効期限内であること
2	表彰日直前の3年間、自動車事故報告規則第2条に規定する第一当事者又は第一当事者と推定される事故がないこと（北陸信越運輸局管内の他の事業所を含む）	2	表彰日直前の3年間、自動車事故報告規則第2条に規定する第一当事者又は第一当事者と推定される事故がないこと（富山運輸支局管内の他の事業所を含む）
3	表彰日直前の1年間、行政処分を受けていないこと（北陸信越運輸局管内の他の事業所を含む）	3	表彰日直前の1年間、行政処分を受けていないこと（富山運輸支局管内の他の事業所を含む）
4	交通事故防止等輸送の安全確保に関する会議・活動等、年間計画表を作成し2か月に一度程度、定期的な運転者教育が行われていること 上記の内容とは別に、国の基準以上の運転者教育を実施していること（ISO9000もしくはISO39000、運輸安全マネジメントの管理規程等による運転者教育等）	4	交通事故防止等輸送の安全確保に関する会議・活動等、定期的な運転者教育が行われていること 例・交通事故防止会議 ・安全衛生会議 ・グループによるKYT訓練、ヒヤリハット活動 ・交通事故防止に関するQC活動 など、定期的な運転者教育の実施
5	デジタル式運行記録計又はドライブレコーダーのいずれかが事業所の全車両に装着され、運転者教育に反映していること	5	デジタル式運行記録計又はドライブレコーダーのいずれかが事業所に配置されている車両の90%以上に装着され、運転者教育に反映していること（4/1時点）
6	安全性優良事業所認定により、荷主からの表彰等があること、安定的な財務基盤の確保があること、又は行政・関連団体により輸送の安全に関する表彰を受けていること	6	安全性優良事業所認定により、荷主からの評価若しくは安定的な経営を確保していること、又は「運転記録証明書」を利用し個別指導に活用していること
申請締切日：6月27日（金）		申請締切日：6月27日（金）	

お問合せ先：（一社）富山県トラック協会 適正化事業部